

国連人権理事会特別手続による共同コミュニケーションに対する日本政府回答

在ジュネーブ国際機関代表部宛に送付のされた、有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、誰もが得られる最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利に関する特別報告者、並びに奴隷制度の現代的形態（その原因及び結果を含む）に関する特別報告者からの6月28日付の情報提供要請について、以下のとおり回答する。

はじめに、本件に関する背景について正確に理解頂くために、福島第一原発事故を受けた除染及び同事故からの復興に関する政府の取組の概要につき説明したい。

日本政府は、「2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（2011年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）を成立させ、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処として、除染事業を実施してきた。

除染事業者の被ばく管理については、同法の基本方針において「その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項」のうち「その他配慮すべき事項」として「作業を行う者の安全確保」を挙げており、日本政府としても非常に重要な点であると認識している。

具体的には、除染電離則¹では、被ばく限度について事業者に例外なく次の義務を課している。

除染等業務従事者（以下の及びの者を除く。）の受ける実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ1年間50mSvを超えないようにしなければならない。

女性の除染等業務従事者（妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠中の者を除く。）の受ける実効線量については、3月間につき5mSvを超えないようにしなければならない。

妊娠中の女性の除染等業務従事者の受ける線量が、妊娠中につき、内部被ばくによる実効線量が1mSv、腹部表面に受ける等価線量が2mSvを超えないようにしなければならない。

さらに、除染作業員の放射線障害を防止するため、事業者に対し、除染電離則²に基づき、作業場における外部被ばく測定、作業員に対する特別教育、必要な防護措置等を実施することを義務づけている。また、福島労働局において「除染作業等に係る総合対策」を策定し、元請け事業者に対する指導や現場への訪問指導等を行っている。

環境省では、こうした労働安全衛生のための措置が確実に行われるよう、受注者に対して法令遵守を求めている。加えて、環境省として、作業員の実効線量が年間20mSvを超えた場合に環境省に報告させることとしているほか、福島労働局及び福島県と合同での除染現場のパトロールや、講習会における事故防止の説明等も実施してきている。

なお、公益財団法人放射線影響協会放射線従事者中央登録センターに登録のあった作業員の被ばく線量について、2012年～2016年の間に業務に従事した作業員は、最も被ばく線量が高い作業員でも5年間で20mSvであり、実効線量が被ばく限度を超えた例は報告されていない。

¹ 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）

² 前掲注1

原発事故から7年が経過し、福島における原子力災害被災地域については、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

また、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、2017年5月には福島復興再生特別措置法を改正し、当該地域の復興・再生を推進する計画制度（避難指示の解除により、住民の帰還を目指すものであり、特定復興再生拠点区域を定め、除染やインフラ整備等を集中的に実施するもの。）を創設した。2018年5月時点で、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の6町村）の特定復興再生拠点区域の計画を認定し、整備を推進しているところ。

次に、6月28日付けの書簡において情報提供要請のあった個々の質問に関し、お答えする。

問1 申し立てに関する追加的な情報又はコメントがあれば、お示し頂きたい。

(a)同プログラムの実現の枠組みの中で、過去7年間、何万人もの労働者が雇用された。2016年の厚生労働省の報告書によれば、46、386人の労働者が2016年に雇用されている。放射線従事者中央登録センターによれば、2016年までの5年間に76、951人の除染作業員が雇用されている。

「2016年の厚生労働省の報告書によれば」として記載のある統計については、厚生労働省が作成したものではない。その上で申し上げれば、同省英語版のホームページ³では、公益財団法人放射線影響協会のページをリンクし、当該協会のページで除染作業員の雇用状況等について統計を公表していることは承知している。なお、当該協会が公表している除染等業務従事者数は、2016年で36、046人であり、2016年までの5年間で76、951人である。

(b)2011年8月、日本の国会は、除染作業の資金を捻出するための法律を可決したが、同法律は、既存の建設業に関する法規則を新たに開始される除染活動に適用するものではなかった。除染契約は、複数の大規模請負業者に許可されたが、その過程において、関連の経験もない何百もの小規模な企業が下請契約を締結した。これらの下請業者の中には、申し立てによれば、復興庁に正式に登録されてすらない企業もある。また、多数の労働者の就職に、ブローカーが関与していると報告されている。この状況は、多くの場合、労働者の権利の濫用及び侵害並びに要求されている健康・安全保護措置の違反に好都合な例となっており、これらの権利の濫用及び侵害に繋がっている。

「除染契約は、複数の大規模請負業者に許可された」とあるが、許可制度ではなく、競争入札において入札参加資格を適切に満たした業者と契約を行っている。なお、事業者については、政府機関に登録が求められるものではなく、復興庁に登録しているという事実はない。除染事業を実施する事業者は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針に示されるとおり、作業を行う者の安全を確保しなければならないとされている。また、受注者は、当然に労働安全衛生法による事業者に対する放射線障害防止規制の体系において、「除染電離則」の除染等業務で定めている 汚染の防止 特別教育等を実施する必要がある。これらの規定は元請け、下請けにかかわらず全事業者に適用されるものである。また、福島労働局において除染事業者に対して労働安全衛生法に基づく指導を行っている。さらに、環境省が

³ 厚生労働省英語版ホームページの「その他の関連情報」のうち「他の機関」の一つ

発注する除染事業について、受注者との契約に当たり、法令遵守を求めている。

(c)内部及び外部汚染並びに外部放射線被曝は、除染作業に關与する労働者の主要な危険のひとつとなっている。福島第一原発事故以前は、原子力業務従事者の被ばく線量限度は、年間20mSvであった。2011年3月、原発事故を受けた緊急事態により、原子力業務従事者の線量限度は、年間100mSvに増加された。2011年3月から12月の間、事故の緊急段階において、特別な許可により、福島第一原発における労働者の線量限度は、250mSvまでとされた。2011年12月、この線量限度は、100mSvまで引き下げられた。除染作業員は、原子力業務従事者とは見なされないものの、同じ条件及び線量限度が、除染作業員にも適用されると理解される。

「同じ条件及び線量限度が、除染作業員にも適用されると理解される」ことについては、誤った認識である。

なぜならば、厚生労働省では、原子力緊急事態宣言がなされた日から平成23年12月16日⁴までの間において、電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（特例省令）により東電福島第一原発での緊急作業時に従事する間に受ける被ばく限度を、原子力災害の拡大防止などのために特にやむを得ない緊急の場合に限り100mSvから250mSvに引き上げたが、この特例省令による緊急被ばく限度250mSvは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合に限り適用されるため、除染作業員については適用されないためである。

なお、除染電離則⁵における被ばく限度については、次のとおり。

除染等業務従事者（除染作業員）について、緊急作業に係る被ばく限度の規定はない。（電離放射線障害防止規則で規定する緊急作業に従事する間に受ける被ばく限度100mSvと同様の規定はない。）

事業者は、除染等業務従事者（以下の及びの者を除く。）の受ける実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ1年間50mSvを超えないようにしなければならない。

事業者は、女性の除染等業務従事者（妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠中の者を除く。）の受ける実効線量については、3月間につき5mSvを超えないようにしなければならない。

事業者は、妊娠中の女性の除染等業務従事者の受ける線量が、妊娠中につき、内部被ばくによる実効線量が1mSv、腹部表面に受ける等価線量が2mSvを超えないようにしなければならない。

なお、除染作業員以外の放射線事業者の実効線量に関する記載についても、念のため、以下を指摘しておく。

福島第一原発事故の以前か以後かに関わらず、原子炉等規制法及びその下位法令において、発電用原子炉設置者は、緊急やむを得ない場合を除き、放射線業務従事者⁶の線量が実効線量について1年間につき50mSv、5年間で100mSvを超えないようにすること等の措置を講じなければならないとされている。

また、福島第一原発事故の以前か以後かに関わらず、原子炉等規制法及びその下位法令において、発電用原子炉設置者は、緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者をその線量が実効線量につ

⁴ 1 原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程であるステップ2が完了したため、特例省令を廃止。

⁵ 前掲注1

⁶ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条2項7号に規定する者

いて 100mSv 等を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができることとされている。そして、この場合における実効線量の限度は 1 年当たりの線量の限度ではなく、当該緊急作業に従事する間に受ける線量の限度をいう。

したがって、「福島第一原発事故以前は、原子力業務従事者の被ばく線量限度は、年間 20 mSv であった。2011 年 3 月、原発事故を受けた緊急事態により、原子力業務従事者の線量限度は、年間 100 mSv に増加された。」との記述は誤った認識である。

また、「2011 年 3 月から 12 月の間」に関しては、2011 年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（2011 年経済産業省告示第 40 号）が 2011 年 3 月 14 日に施行されてから同年 12 月 16 日に廃止されるまで、原子力緊急事態宣言がなされた日から原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間、特にやむを得ない緊急の場合は、（実用炉則第 2 条 2 項 7 号に規定する）放射線業務従事者をその線量が実効線量について 250mSv 等を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができることとされた。そして、この場合における線量限度は 1 年当たりの線量の限度ではなく、当該緊急作業に従事する間に受ける線量の限度をいう。

(d) 定期的な健康診断を求める政府のガイドラインは、除染作業員に義務付けられている。

しかし、受領した情報によれば、労働者の採用の性質や、公式な労働者（注：登録され請負業者の従業員のことを指すと思われる）や下請業者の従業員の不安定な状況により、ガイドラインの誠実な適用が妨げられている可能性がある。

その一方で、証拠によれば、除染作業員の被曝は、これら作業員の健康に深刻な潜在的影響を与えている可能性がある。2013 年の厚生労働省の報告書は、白血球及び赤血球数、ヘモグロビン及びヘマトクリット値に関する異常所見について詳述している。

2012 年の結果は、2010 年と比較して、異常件数の一般的な増加を示している。

厚生労働省は、この所見は誤差の範囲内でありうるとし、報告結果は被曝と必ずしも直接関係がないとしているものの、報告書は、一定の血液指標の増加と被曝との間に相互の関連性があり得たことを認識していた。

まず、「労働者の採用の性質や、公式な労働者（注：登録され請負業者の従業員のことを指すと思われる）や下請業者の従業員の不安定な状況により、ガイドラインの誠実な適用が妨げられている可能性がある」との主張は、誤った認識である。

なぜならば、除染電離則では、下請けを含む全ての事業者を除染等業務従事者に対する健康診断等の実施義務を課しており、労働者の採用の性質や置かれている環境などによらず、労働者に対して一律に適用されているためである。

次に、「証拠によれば、除染作業員の被曝は、これら作業員の健康に深刻な潜在的影響を与えている可能性がある。2013 年の厚生労働省の報告書は、白血球及び赤血球数、ヘモグロビン及びヘマトクリット値に関する異常所見について詳述している」とこと及び「2012 年の結果は、2010 年と比較して、異常件数の一般的な増加を示している」とことについては、誤った認識である。なぜならば、2013 年 9 月 20 日に厚生労働省が公表した報道発表「福島県内の放射線業務従事者等に対する健康診断の実施状況を公表しま

す」によると、除染等業務従事者に対する除染等電離放射線健康診断に係る結果について、2012年の単年を記載しているのみであって、それ以前のデータは存在せず、過去との比較は行っていないからである。

なお、同報道発表において、放射線業務従事者⁷に対する電離放射線健康診断の結果については、福島労働局管内の有所見割合が2010年の2.81%から2012年の6.26%と上昇しているが、2012年の全国の有所見者割合6.90%と比較するとこれを下回っている。

さらに、「一定の血液指標の増加と被曝との間に相互の関連性」についても明らかではない。なぜならば、同報道発表における次の考察のとおり、比較対象母集団が異なるため科学的な比較は困難であることや、放射線被ばくと有所見率の上昇の関係は明らかではないことなどが示されているためである。さらに、「一定の血液指標の増加と被ばくとの間に相互の関連性」についても明らかではない。

【報道発表内における考察】

2012年の報告のあった富岡署管内事業場のうち70%は2010年の報告事業場から入れ替わっており、単純な比較は困難である。

電離健診と除染等健診での有所見率と被ばく実効線量の分布を比較したところ、被ばく線量分布が大幅に違うにもかかわらず、有所見率の差は、0.78ポイントにとどまっております。放射線被ばくと有所見率の上昇の関係は明らかではない。

2012年の電離健診の有所見率に関し、各検査の実施率が約20ポイント上昇していることが影響していることも考えられた。このため、項目別に有所見率を抽出調査したところ、有所見率は最大の「白血球数」で2.2%であり、上昇幅も1.5ポイント程度であった。なお、健康障害が発生している者のみならず、「健常人」でも、検査値が基準範囲外となる可能性が5%あるとされており、2.2%の有所見率は、この範囲に含まれる。

(e)過去5年の中で、福島労働局及び厚生労働省は、驚くほどに高い件数の、除染作業員の労働者の権利の恒常的な侵害や、作業員による線量バッジの誤用、保護用具の誤った使用を含む保全規則違反を報告してきている。何万人もの除染作業員が、報告によれば、低賃金、労働条件、被曝の観点で搾取されており、除染作業員の中には、移住労働者、難民庇護申請者やホームレスもいる。報告によれば、多くの請負業者が、危険業務手当を払っていない、又は作業員に対する相当な手当を払っておらず、また、複数の事例において法定労働時間（1週間40時間、1日7時間）を超えて働くことを要求されている労働者の例が特定されている。

福島労働局及び厚生労働省において、除染則違反が「驚くほどに高い件数」であるとの報告はしていない。

厚生労働省においては、事業者に対する個別指導等のほか、環境省との連携による事業者講習会の開催や、発注者である福島県との合同パトロールの実施を行っている。また労働基準監督署においては、各種情報から法違反が疑われる事業場に対して、監督指導を行っており、法違反が認められた場合には、その是正について指導を行い、是正を確認している。なお、福島労働局の平成30年2月22日付け福島

⁷ 除染電離則でなく、電離放射線障害防止規則が適用となる者。

県内で除染作業を行う事業者等の監督指導結果においても、人数ベースでの報告は行っていないため、「何万人もの除染作業員」が搾取されたとの指摘は当たらない。

なお、特殊勤務手当の不払いの対応としては、環境省において、賃金台帳の確認、コールセンターへの通報、厚生労働省からの情報提供をもとに不払いの確認を行っており、これらにより適切な支払いを担保している。

労働基準法第 32 条は、第 1 項において 1 週の法定労働時間を 40 時間と規定するとともに、第 2 項において 1 日の法定労働時間を 8 時間と規定している。

法定労働時間を超えて労働させる場合は、使用者は事業場の労働者過半数で組織される労働組合や事業場の労働者の過半数を代表する者と、時間外労働に関する労使協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。

「除染作業員の中には、移住労働者、難民庇護申請者やホームレスもいる。」との指摘については、過去に、外国人技能実習生が福島第一原発事故に伴う除染作業に従事していた旨の報道や、複数の難民認定申請者が、悪質なブローカー等から「除染作業に従事すれば、ビザを延長してもらえる」旨の偽りの説明を受けて、除染作業に従事させられていたとの報道があったことは承知している。

法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、2018年3月14日、技能実習生が除染等業務に従事することは技能実習制度の趣旨にはそぐわないことから、同業務は技能実習の内容として一律に認めないことを公表したほか、同年5月16日には、福島第一原発敷地内における技能実習についても同様の取扱い方針を公表し、同敷地内での技能実習が行われないよう周知徹底している。更には、外国人技能実習生の受入企業を対象として、技能実習生による除染等業務への従事の有無について実態調査を実施し、その結果、技能実習生による除染等業務への従事が認められた企業に対し、5年間の技能実習生の受入れ停止措置をとるなどしており、今後も引き続き、技能実習生が除染等業務に従事することのないよう、このような調査を通じて判明した不適正な事案について、受入企業等に対し厳正な措置を執ることとしている。

難民認定申請者については（在留期間更新等の許否の判断において、）難民認定申請者が除染作業に従事することを理由に在留期間更新等を許可している事実はなく、仮にそのような偽った説明を行うことで難民認定申請者を雇用する企業があるとなれば日本政府としても極めて遺憾である。

私人間の問題ではあるものの、日本政府が、そのような悪質な企業を特定できた場合には、是正を申し入れるなど適切に対処することとしている。

なお、除染作業員として雇用するにあたっては、受注者が下請業者に対して身元確認を適切に行うように指導している。下請業者がホームレスのように身元が判明しない者を雇用するということはない。

(f)さらに、2017年12月、日本政府は、放射線レベルが相当高いままである警戒区域の浪江町において除染作業を開始する公式な計画を承認した。申立てによれば、同プログラムは該当地域全体のうち僅か一部の除染のみを行うもので、該当地域の陸塊の大部分は除染不可能な山林により構成されている、このため、当該地域で作業を行う除染作業員は正当化し得ない放射線リスクに晒されることになる。

指摘された2017年12月に認定された計画は、前述の「特定復興再生拠点区域の計画」のうち、浪江町に関するものである。前述のとおり、同計画は「除染作業を開始するための正式な計画」ではな

く、福島特措法第17条の2に規定されている通り、「避難指示の解除により住民の帰還を目指す」ために認定された計画である。

同計画の認定に当たっては、同法第17条の2第1項第1号から第3号に掲げる要件⁸を満たす必要があることから、避難指示区域のうち、これら法令上の要件を満たす地域を認定したものである。特に、計画に認定しようとする区域の「放射線量については、避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置により、概ね5年以内に避難指示の解除に支障がないものとして、復興庁令・内閣府令で定める基準以下（年間20mSv以下）に低減する見込みが確実であること」とされている。

また、除染電離則はICRP⁹で勧告している正当化¹⁰や防護の最適化¹¹などを基本原則として定めており、除染作業員については当該除染電離則が適用される。

このため、当該地域の除染従事者が「正当化し得ない放射線リスクに晒される」という指摘は適切ではない。

問2 警戒区域において雇用された労働者に対し、職場における被曝レベル、関連リスク、及び労働者が甘受する危険及び労働条件に関する権利について、周知するために執られた措置に関する追加情報をお示し頂きたい。

除染電離則第5条及び第6条では、労働者を除染等業務に従事させる事業者に対し、被ばく線量を測定や記録を義務づけるとともに、記録された線量を遅滞なく労働者に知らせることを規定している。

また、同規則第19条では、労働者を除染等業務に従事させる事業者に対して
電離放射線の生態に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
除染等作業の方法に関する知識
除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
関係法令
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い
に係る特別の教育を、労働者に対し実施するよう規定している。

除染作業員の労働条件に関しては、福島労働局が労働安全衛生法に基づく指導を行っている。さらに、賃金に加えて支払われる特殊勤務手当については、環境省と受注者との契約において、除染等工事共通

⁸福島特措法第17条の2第1項第1号から第3号に掲げる特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定基準
区域の条件に該当

- ・ 除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減
- ・ 住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保
- ・ 効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与
- ・ 計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確
- ・ 計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施
- ・ 計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

⁹ The International Commission on Radiological Protection、国際放射線防護委員会

¹⁰ 被ばくによるデメリットを上回る公益性や必要性が求められること

¹¹ 可能な限り線量低減を図ること

仕様書の中で受注者に対し、賃金に加えて定められた額を作業員に支給すること。その支給状況を下請事業者による支払い状況も含め、原則3ヶ月に1回確認することを義務付けている。

問3 除染作業員の健康診断を実施するための手続、健康診断の規則性及び履行の一貫性、及び、除染作業員の被曝のリスクを制限し、治療やリハビリを含む必要とされる医療へのアクセスを確保するための政府の措置に関する情報をお示し頂きたい。

除染電離則や労働安全衛生規則では、一定の労働者を除染等業務に従事させる事業者に対し、雇入れ時、配置替え時、及び定期的（6月ごとに1回）に、被ばく歴の有無、白血球数及び白血球百分率の検査、血圧の測定、尿検査などの項目について、医師による健康診断の実施を義務づけている。なお、一定の労働者とは、常時事業者で使用されている実態があると認められる者をいう。

また、この健康診断の結果に基づき、医師からの意見を聴取することやその意見を勘案して、必要に応じ、労働時間の短縮等の健康管理のための措置を講じることについても、事業者に対し義務づけている。

問4 除染作業員の被曝線量を引き上げる決定に至った状況及び背後にある理由に関する情報をお示し頂きたい。また、その結果として、リスクを防止し及び救済を行うための特別な考慮がなされたかどうか、また、その考慮に関する追加情報を頂きたい。

除染等業務従事者の被ばく限度は、上記問1(c)への回答に示すとおりであり、除染作業員の被ばく線量は引き上げていない。

このため、「除染作業員の被ばく線量を引き上げる決定」との指摘については、事実誤認である。

問5 除染作業員の雇用プロセスの適性を確保するために整備されているモダリティ、福島を除染プロセスに關与する請負業者及び下請け業者の適性審査プロセス、及び、福島県の自治体も含め、日本政府が、既存の規範や規則の順守を確保するために実施している措置について説明願いたい。

福島労働局において、2017年11月28日付けで「除染作業等に係る総合対策」を策定した。

除染作業員の確保に当たり、職業安定法や労働者派遣法に違反することがないように、同対策に基づき、元請事業者に対し、偽装請負や違法派遣の防止を呼びかけるリーフレット等を送付するとともに、現場への訪問指導等を通じて適正な請負となるよう要請している。

また、公共職業安定所においては、除染作業員を含む求人の適正な受理及び求職者の適性・能力等に応じた職業紹介を行っている。

問6 移住労働者及びホームレスを含む労働者に対して、作業を開始する前に、自らが自身や他者に危険を及ぼさないように確保することを目的として、訓練が実施されているかについて説明願いたい。

除染電離則第19条では、労働者を除染等業務に従事させる事業者に対し、

電離放射線の生態に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

除染等作業の方法に関する知識

除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識

関係法令

除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い

の科目について、特別の教育の実施を義務づけている。

なお、労働者とは、職業の種類や国籍等を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者であり、労働者であれば、国籍や人種、住居の有無などに関係なく、除染電離則第 19 条に基づく特別の教育の実施を事業者に義務づけている。

なお、1(e)への回答で述べたとおり、除染作業員として雇用するにあたっては、受注者が下請業者に対して身元確認を適切に行うように指導している。下請業者がホームレスのように身元が判明しない者を雇用するということはない。

問7 請負業者及び下請業者により行われているとされる除染業者に対する多くの人権侵害を防止し、調査し、処罰し又は補償するために、日本政府が行った措置に関する追加情報をお示し頂きたい。

1 (e)で引用した箇所で指摘のあった特殊勤務手当の不払いの対応として、賃金台帳の確認、コールセンターへの通報、厚生労働省からの情報提供をもとに不払いの確認を行っており、適切な支払いがなされている。

1 (e)で引用した箇所で指摘のあった移住労働者に関しては、外国人技能実習生の除染等業務への従事について、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、2018年3月14日、技能実習生による除染等業務に関しては、技能実習制度の趣旨にはそぐわないことから、技能実習の内容として一律に認めない旨公表し、また、同年5月16日には、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内での技能実習についても、同様の取扱い方針を示した。

その他 1 (b)及び(e)で引用した箇所で言及のあった請負業者及び下請業者による労働者の権利確保に関する指摘については、都道府県労働局において、職業安定法又は労働者派遣法に関する違法事案を未然に防止するため、職業安定法、労働者派遣法等について説明を行う集団指導を実施している。

労働基準監督署においては、様々な情報から、労働基準関係法令に違反していることが疑われる事業場に対し監督指導を実施しており、その結果、法違反が認められた場合には、その是正について指導を行っている。また、度重なる指導にもかかわらず是正しないなど悪質な場合には、書類送検を行うなど厳正に対処している。

また、共同コミュニケーションの中の「2018年3月、日本政府は、第3回普遍的・定期的レビュー（UPR）対日審査の枠組みでなされた勧告を支持した。同勧告は、特に許容放射線量を年間 1mSv 以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること、及び、福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続することを提案した。」との記載については、正しくは、共同コミュニケーションで指摘のあったUPRの勧告については、日本政府は「フォローアップすることに同意する。」としている。

(了)